

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金 Q&A

R7.4.15

八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金事業は、八女市の独自事業となります。
本事業に関する定義や解釈等については、介護保険事業の報酬の解釈等と異なる場合があります。

区分：訪…訪問系の事業所に関すること / 多…多機能系の事業所に関すること

事業に関すること		
区分	質問	回答
1	訪・多 事業の対象となるサービス種別	<p>本事業の対象となるサービス種別は、以下となります。</p> <p>訪問系 (1) 訪問介護 (2) 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)</p> <p>多機能系 (1) 小規模多機能型居宅介護 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (3) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)</p> <p>※対象となる地域及び利用者の要件がありますので、Q&A「対象となる地域及び利用者に関すること」等を確認してください。</p>
2	訪・多 本事業の対象となる事業所	<p>本事業の対象となる事業所は、八女市内に所在する事業所となります。 八女市外に所在する事業所は対象となりません。</p>
3	訪 訪問系の交付申請額の算出方法	<p>対象利用者に対する対象介護サービスの提供1回につき2,000円が補助単価となりますので、提供月の1月間に提供したサービスの合計回数に2,000円を乗じて得た額が交付申請額となります。</p> <p>例) 令和7年4月1日から30日の間に合計30回のサービスを提供した場合 30回 × 2,000円 = 60,000円が交付申請額</p>
4	多 多機能系の交付申請額の算出方法	<p>対象利用者に対する対象介護サービスの提供1人につき10,000円が補助単価となりますので、提供月の1月間に提供したサービスの合計人数に10,000円を乗じて得た額が交付申請額となります。</p> <p>例) 令和7年4月1日から30日の間に合計5人にサービスを提供した場合 5人 × 10,000円 = 50,000円が交付申請額</p>
5	訪・多 令和7年3月に提供したサービス	<p>本事業は、令和7年4月から開始するものとなります。 令和7年3月に提供したサービスについては、本事業の対象となりません。</p>
6	訪・多 本事業の実施期間	<p>現時点では、令和7年度から令和9年度までを予定しています。 令和10年度以降の事業継続については、効果を検証し、検討します。</p>
申請に関すること		
区分	質問	回答
1	訪・多 申請の提出期限	<p>通常(4月～2月の提供分)は、申請期限を提供月の翌月の20日までとしております。サービス提供の実績に基づいて、申請書類を作成し、提出してください。 例) 令和7年4月提供分 → 令和7年5月20日までに申請書類を提出。</p> <p>提供の翌月10日までに国保連に提出する実績と整合性が取れていることを必ず確認してください。(市でも保険給付の実績との突合確認を行います。)</p>
2	訪・多 3月提供分の申請期限	<p>3月提供分の申請は、当該月内(3/31)の申請が必要となりますので、ご注意ください。</p>
3	訪・多 申請は事業所ごとに行うか	<p>申請者は事業者(法人)となりますが、申請は事業所ごとに提出してください。 同一法人内に対象事業所が複数ある場合でも、法人でひとつの申請にまとめるのではなく、対象事業所ごとに申請資料を作成し、提出してください。</p>
4	訪・多 申請書に記載する振込口座	<p>申請者は事業者(法人)となるため、原則として、補助金の振込口座は法人名義の口座を記載してください。 サービス提供事業所の名義の口座を記載することも可能ですが、その場合は、申請書提出時に「委任状」を毎回添付してください。</p>

5	訪・多	過誤があった場合（提供回数の減）	補助金交付後、過誤により提供回数が申請時の回数より減となった場合は、補助金の返還が必要となります。 手続きについては、介護長寿課介護サービス係までご連絡ください。
---	-----	------------------	--

対象となる地域及び利用者に関すること

区分	質問	回答
1	訪 訪問系の対象利用者の判定（地域）	本事業の対象となる利用者は、居住地（実際の訪問先）により判定を行います。 訪問系の場合の対象地域は以下となります。 矢部及び星野は全域が対象となります。 上陽及び黒木は一部の地域に限定されますので、利用者の居住地の大字が以下のいずれかに該当することを確認してください。 ・上陽（横山）：上横山、下横山 ・黒木（大淵）：大淵、北大淵 ・黒木（笠原）：笠原 ・黒木（串毛）：田代、鹿子生、土窪 ・黒木（木屋）：木屋、北木屋
2	多 多機能系の対象利用者の判定（地域）	本事業の対象となる利用者は、居住地（実際の訪問先）により判定を行います。 多機能系の場合の対象地域は以下となります。 矢部及び星野は全域が対象となります。 上陽及び黒木は一部の地域に限定されますので、利用者の居住地の大字が以下のいずれかに該当することを確認してください。 ・上陽（横山）：上横山、下横山 多機能系の場合は、黒木地域は対象となりませんので、ご注意ください。
3	訪・多 利用者の住所と居住地が異なる場合（対象地域内に居住）	利用者の住所と居住地が異なる場合で、居住地（実際の訪問先）が対象地域内であれば、事業の対象となります。 例）住所が旧八女のまま、矢部の親族宅に居住し、矢部の居住地に訪問する場合は、事業の対象となります。
4	訪・多 利用者の住所と居住地が異なる場合（対象地域外に居住）	利用者の住所と居住地が異なる場合で、居住地（実際の訪問先）が対象地域外であれば、事業の対象となりません。 例）住所が矢部のまま、旧八女に所在する住宅型有料老人ホームに居住し、旧八女の居住地に訪問する場合は、事業の対象となりません。
5	訪・多 利用者の保険者について	本事業の対象利用者は、八女市介護保険被保険者の利用者となります。 八女市以外の保険者の被保険者の利用は対象となりません。
6	訪・多 交通費の取扱い	訪問に係る交通費を徴収する利用者への提供は、本事業の対象となりません。
7	訪・多 通常の事業の実施地域の取扱い	各事業所の通常の事業の実施地域の内外に関わらず、本事業の対象地域においてサービスを提供した場合は、本事業の対象となります。
8	訪・多 中山間地域等の加算の取扱い	介護保険の報酬上で中山間地域加算や特別地域加算を算定している場合でも、本事業の対象となります。

対象となるサービスに関すること

区分	質問	回答
1	訪・多 近隣の複数名の利用者へ連続してサービスを提供する場合	近隣の複数名の利用者へ連続してサービスを提供する場合は、利用者数（提供回数）に応じた提供回数を計上することができます。 例）事業所から矢部へ1往復する間に、3名の利用者にサービスを提供した場合は、提供回数を計3回で計上することができます。
2	訪 短時間で複数回訪問した場合	前回提供からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を提供した場合は、複数回ではなく、1回の提供として計上してください。 なお、同日に複数回提供する利用者については、サービスの必要性を確認できる資料の提出を求める場合があります。

3	訪・多	同一の利用者に複数名でサービスを提供した場合	同一の利用者に複数名で同時にサービスを提供した場合、提供回数は1回で計上してください。また、サービスを提供する職員と別に運転を行う職員がいる場合も、提供回数は1回で計上してください。 例) 職員2名で同時に提供した場合でも、提供回数は2回ではなく、1回での計上となります。
4	多	多機能系のサービスの対象範囲	訪問介護の身体介護や生活援助に相当するサービスの提供を想定しています。 通所サービス及び宿泊サービスのみの場合など、訪問サービスを提供していない利用者に関しては、本事業の対象となりません。
5	多	多機能系の訪問サービスの対象範囲	訪問介護の身体介護や生活援助に相当するサービスの提供を想定しています。 以下のような提供のみの訪問サービスは、本事業の対象となりません。 ・訪問による見守りの意味での声掛け ・電話による安否確認 ・通所サービス送迎時の居宅での世話 ・配食サービスのための訪問
6	訪・多	計画には位置付けたが、提供をしなかった場合	サービス利用を計画に位置付けていたものの、諸事情(利用者の都合、事業所の都合、災害等)によりサービスを提供しなかった分については、事業の対象となりません。